

長崎県消費者被害防止ネットワーク情報

警戒情報

長崎市消費者センターからの情報です。

配信日 平成26年6月5日

床下換気扇から火災が発生すると偽る訪問業者に注意！

事例

突然、見知らぬ業者が訪ねて来て、「長崎の三重町、県央の小長井町にて床下換気扇から発火して火災が発生した。行政が撤去の命令を出している。お宅の床下換気扇を見せてほしい。」と言われた。不審に思い消費者センターへ連絡した。

長崎市消費者センターから消防局に確認したところ、長崎市では過去10年間、小長井地区では過去数年間床下換気扇が原因の火災は発生していないとのことだった。

消費生活センターからのアドバイス

- 1 これは、点検と言って消費者に近づき高額な工事等を契約させる点検商法という手口で、ありもしない事故をでっちあげて不安を煽る悪質な事例です。知らない業者は安易に家にあげないようにしましょう。
- 2 契約が必要かどうかは、業者の話をうのみにせず、家族等にも相談し他の事業者にも点検や見積書を依頼するなど十分に検討しましょう。
- 3 訪問販売などで契約した場合、法律に定められた契約書面を受け取った日から8日以内であればクーリング・オフ（無条件契約解除）ができます。また嘘の説明など事業者の不適切な勧誘による契約も取り消しできる場合があります。

おかしいなと思ったときは、すぐに最寄りの消費生活センター、または市町相談窓口にご相談ください。



おかしいと思ったら一人で悩まず早めに相談を
長崎県消費生活センター 095-824-0999
[相談受付時間]平日(月曜日～金曜日)…午前9時～午後5時
(12時～13時を除く)

相談：市町の相談窓口や最寄りの警察署

長崎市消費者センター (095-829-1234)	五島市消費生活センター (0959-72-6144)
佐世保市消費生活センター (0956-22-2591)	西海市消費生活センター (0959-37-0028)
諫早市消費生活センター (0957-22-3113)	雲仙市消費生活センター (0957-38-7830)
大村市消費生活センター (0957-52-9999)	島原市消費生活センター (0957-62-9100)
松浦市消費生活センター (0956-72-1111)	南島原市消費生活センター (0957 82-3010)
平戸市消費生活センター (0950-22-4111)	他各市町相談窓口